平成２７年（フ）第１０８１号
京都府城陽市長池河原40番地の１
債務者　日本和装コンサルタント協会こと　中野佳代子
１　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮﨑　純一
４　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１５８号
山形県寒河江市みずき２丁目７番地の10
債務者　佐藤　未来
１　決定年月日時　平成27年12月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６８号
山形市大字松原377番地１
債務者　藤原　　忠
１　決定年月日時　平成27年12月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７６号
山形県村山市大字大槇192番地
債務者　阿部　牟秋
１　決定年月日時　平成27年12月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６０号
秋田県湯沢市山田字筬ノ目74番地３
債務者　照井久美子
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第３２０号
函館市昭和３丁目３番６号
債務者　藤嶋　龍弥
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３２４号
函館市大手町13番８―205号
債務者　佐藤　雄泉
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第６９号
福岡県三潴郡大木町大字大角481番地７
債務者　北島　紀子
１　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第１１４５号
さいたま市桜区南元宿１丁目14番19号　K'ＳビⅡ501
債務者　山口　明美
１　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１８３号
埼玉県川口市大字東本郷1382番地の１　マリリアネックス301号
債務者　関本　祐介（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２０１号
埼玉県上尾市愛宕２丁目６番13号
債務者　岸　由紀恵
１　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２２４号
さいたま市岩槻区府内２丁目27番７―201号
債務者　沼田　惠一
１　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２２５号
さいたま市岩槻区府内２丁目27番７―201号
債務者　沼田三惠子
１　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２７０号
埼玉県新座市新堀３丁目４番20号　フローレンス清瀬604号室
債務者　仲西美津枝
１　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２７５号
埼玉県川口市元郷３丁目12番16―203号　シャルマンフジ川口壱番館
債務者　若山　美穂（旧姓蓮室）
１　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２９１号
埼玉県蕨市南町３丁目２番15号　斉藤ビル501号
債務者　新井田れん
１　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３６７号
さいたま市中央区大戸６丁目11番18号　コーポ高木202号室、旧住所さいたま市中央区本町東４丁目８番７号　ＮＫハイム101号
債務者　白川奈緒美
１　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係